

令和6年 第1回真狩村議会定例会会議録(1日目)

○開会及び散会

開会 令和6年3月11日 午前10時05分
散会 令和6年3月11日 午後3時00分

○出席議員(8名)

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員(0名)

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	松枝 主範
税務課長	高橋 和義	産業課長	八丁 幸一
建設課長	加藤 克博	会計管理者	谷口 安
保育所長	酒井 秀利	教育次長	釜野 克己
農業委員会事務局長		代表監査委員	印南 正治
	北野 一志		

○出席議会事務局職員

事務局長 馬淵 拓哉 書記 森 妙子

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 令和6年度 村政執行方針
- 6 令和6年度 教育行政執行方針
- 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第12号))

- 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算(第 13 号))
- 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 10 議案第 1 号 真狩村まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 11 議案第 2 号 真狩村ふるさと応援寄付条例の一部改正について
- 12 議案第 3 号 真狩村営住宅管理条例の一部改正について
- 13 議案第 4 号 真狩村簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 14 議案第 5 号 真狩村水道法施行条例の一部改正について
- 15 議案第 6 号 令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算(第 14 号)
- 16 議案第 7 号 令和 5 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 17 議案第 8 号 令和 5 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 18 議案第 9 号 令和 5 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 19 議案第 10 号 令和 5 年度 真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
- 20 議案第 11 号 令和 5 年度 真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 21 議案第 12 号 真狩村保健福祉センターの指定管理者の指定について
- 22 議案第 13 号 真狩村交流プラザの指定管理者の指定について
- 23 議案第 14 号 村道路線の認定について
- 24 議案第 15 号 村道路線の廃止について
- 25 議案第 16 号 真狩村草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の制定について
- 議案第 17 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 18 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 19 号 真狩フラワーセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 20 号 令和 6 年度 真狩村一般会計予算
- 議案第 21 号 令和 6 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 6 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 6 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 6 年度 真狩村簡易水道事業会計予算
- 議案第 25 号 令和 6 年度 真狩村公共下水道事業会計予算

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10:05 開会	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいまの出席議員数は、8名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回真狩村議会定例会を開会します。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程1	〃	<p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番 大平慎一郎君及び、4番 佐々木義光君を指名します。</p>
日程2	〃	<p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から3月14日までの7日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日から3月14日までの7日間に決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から令和6年1月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。2月実施した定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、総務産業常任委員長から委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。</p> <p>次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。</p>
日程3	〃	<p>日程 3</p> <p>行政報告を行います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>これを許します。 村長 岩原清一君</p> <p>令和6年第1回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中御出席を賜り、本定例会が開催されますことに対して、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、令和5年第4回定例村議会以降における諸般の行政について、御報告を申し上げます。</p> <p>○令和6年能登半島地震の対応について</p> <p>1月1日16時10分に、マグニチュード7.6の地震が発生し、石川県では震度7を観測したほか、北海道から九州にかけて震度1強から震度6を観測しました。震度7の揺れを観測する地震は、2018年の「北海道胆振東部地震」以来となり、国内では7例目の巨大地震の発生となりました。</p> <p>石川県や富山県などでは、多くの家屋が倒壊するなど、多数の死者や負傷者が出るなど甚大な被害となりました。</p> <p>犠牲になられた方々とその御家族、御親族の皆様、心より御冥福とお見舞いを申し上げます。</p> <p>この地震により、石川県では、住宅被害が7万4千件を超え240人以上の方が犠牲となり、今もなお1万人以上の方が避難生活を余儀なくされております。</p> <p>被災された方々が再び住み慣れた土地に戻ってこられるようにするには、インフラの復旧を加速化する必要があり、主要幹線道路及び港の復旧をはじめ、被災された方への住まいの確保が重要な課題となっています。</p> <p>こうした状況を受けて、この度、災害義援金として100万円の支援をさせていただき、被災地の1日も早い復興を心からお祈り申し上げます。</p> <p>今定例会には、専決処分の承認2件、人事案件1件、条例の制定及び改正9件、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算6件、公共施設の指定管理者の指定2件、村道路線の認定・廃止2件、令和6年度各会計予算6件の計28件の議案を提案させていただくことになっておりますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これで行政報告は終わりました。
	〃	日程 4 教育行政報告を行います。 これを許します。 教育長 齊藤信之君
	教 育 長 (齊藤信之)	<p>令和6年第1回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回御報告させていただいた以降の教育行政について御報告申し上げます。</p> <p>はじめに、学校教育について報告いたします。</p> <p>現在、倶知安保健所管内においては、インフルエンザが注意報レベルにあります。本村でも多くの罹患が見られており、2月に小学校で1学級、中学校で2学級が学級閉鎖の措置を講じています。今後も流行の継続が予想されていることから、状況に応じて学校医との相談のもと、必要な対策を講じつつ教育活動を継続していきます。</p> <p>冬休み中に村教委主催で小学生を対象とした自主学習会を実施しました。3日間で延べ44名の子供たちが参加し、教育委員会職員の他、ボランティアとして協力してくれた1名の中学生による学習支援を行いました。</p> <p>現時点での次年度入学予定児童生徒数は、小学校8名、中学校15名、高等学校への出願者が25名となっております。高校では、うち6名が村内生であります。</p> <p>北海道中学校スキー大会に1年男子1名がクロスカントリー競技で、3年女子1名がアルペン競技で出場しました。共に全国大会への出場はなりませんでしたが、男子については、開催地枠でのジュニアオリンピック出場となっております。</p> <p>エア・ウォーター北海道株式会社が創設した自治体向けの寄附支援制度である「北海道ふるさと応援Hプログラム」に応募した真狩高等学校の取組「まっかりオーガニックビレッジ推進事業」が採択され、700万円</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 5		<p>の寄附を受ける運びとなりました。有機農業分野、野菜製菓分野におけるそれぞれの資機材整備等、有効に活用させていただきます。</p> <p>次に、社会教育について報告いたします。</p> <p>冬休み中に、関係各位の協力のもと「小学生スキー教室」並びに「新春書初め大会」を実施し、スキー教室には2日間で61名、書初め大会には21名の子どもたちの参加がありました。</p> <p>本年度のスポーツ表彰にあたり、スポーツ表彰審議会、教育委員会議を経て5団体、5個人を選考し、過日スポーツ表彰式を執り行いました。中でも、2年連続してノルディックジュニア世界選手権大会への出場を果たし、ミラノオリンピック出場を目標に鍛錬を積んでいる神幸太郎君には、昨年に引き続きスポーツ栄誉賞を授与し、村を挙げて応援している旨を伝えたところです。</p> <p>以上、教育行政報告といたします。</p> <p>今後も、村議会をはじめ、地域住民並びに教職員の皆様の御理解と御協力、御支援を賜り、教育行政を推進していきたいと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これで教育行政報告は終わりました。</p>
	〃	<p>日程 5</p> <p>令和6年度 村政執行方針について、村長から発言を求められておりますので、これを許します。</p> <p>村長 岩原清一君</p>
	村 長 (岩原清一)	<p>第1回真狩村議会定例会の開会にあたり、令和6年度の行政運営に臨む基本的な考え方と主要な取組について、方針を申し上げます。</p> <p>1. 村政執行の基本姿勢</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>今年1月、石川県の能登半島を震源とする最大震度7の地震が発生し、北海道から九州にかけ広い範囲で揺れを観測しました。誰もが新しい年の平穏と多幸を願う元日の夕刻ということもあり、建物の倒壊や大規模火災の発生など甚大な被害をもたらし、多くの方々が犠牲となりました。</p> <p>改めて亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。</p> <p>今回の地震の被害を目の当たりにして慄然たる思いを抱くとともに、真狩村としても村民の生命と財産を守るため、さらなる防災・減災に向けた具体的な対策を着実に進めていかなければなりません。</p> <p>さて、昨年は、5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行いたしました。個人レベルでの感染対策は必要ですが、村ではこれまで縮小や中止をしていたイベント・行事なども通常開催することができました。</p> <p>4年ぶりの開催となった“ほくほく祭り”では、村内外から多くの方々が来場され、会場には活気と笑顔に溢れており、コロナとの長く辛い闘いは一つの区切りを迎えたといえます。</p> <p>また、この夏の日本の平均気温偏差は1898年の統計開始以降で最も高くなり、北海道でも真夏日が44日以上続き、8月23日には札幌で観測史上最高気温の36.3℃を記録しました。真狩村でも熱中症警戒アラートが発令され、村内の小・中学校及び高校では下校時間の繰上げや体育授業、屋外活動及び部活動を中止するなど、子供たちを守るための対応をしております。</p> <p>このような厳しい猛暑は今後も予想され、子供たちの健康面のリスクはさらに高まります。村では本年度、保育所及び小中高校の教室と保健室にエアコンを設置し、子供たちの学びと健やかな成長の環境づくりのために積極的に取り組んでいきます。</p> <p>今年、真狩村は開基130年を迎えます。原生林に阻まれた極寒のこの地で多くの先人たちが厳しい苦難に耐えながら新時代を拓き、夢と伝統を伝えてくれました。</p> <p>そして、私たちが今、村の未来に目を向けたときに、打開しなければならない問題に人口減少があります。まずは、真狩村第2期人口ビジョン・総合戦略の基本目標となっている「おおむね2,000人という人口規模を維持する」を踏まえ、従来から行っている保育所における体制の充実や保育料の減免、妊産婦期からの子育て相談・支援の充実を図りながら、切れ目のない子育て支援を村全体で進めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>そして、人生は100年時代を迎えようとする今日、健康寿命の延伸に向けて村民の健康づくりを支援するとともに、誰もが生きがいを感じながら安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。</p> <p>そのほか、長引くウクライナ情勢やイスラエル・パレスチナ戦争、さらには、危機が続く朝鮮半島、中国と台湾の緊張は日本におけるエネルギー不足と物価高騰を招き、日常生活や事業活動への影響が懸念されています。本村では村民の皆様が安心して生活できるように、適時適切な支援を行っていきます。そして、真狩村が節目を迎える今、新時代の第一歩を村民の皆さんと共にしっかりと歩み出していきたいと思っております。</p> <p>2. 行財政について</p> <p>(1) 財政の現状と予算編成について</p> <p>我が国の経済状況は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復しております。しかし、世界的な物価高騰や各国の金融引締めなどの影響により、我が国の経済を取り巻く環境は、依然として厳しい状況となっております。</p> <p>本村でも、国の経済対策の動向に十分注視するとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に、スピード感を持って対応できる行政運営を進めていなければなりません。</p> <p>令和6年度予算であります。一般会計と五つの特別会計を合わせた予算総額は、32億6,285万9千円となり、対前年度比3.0%の増となっております。一般会計予算は、26億7,542万6千円となり、対前年度比1.0%の減となりました。</p> <p>一般会計の歳入では、村税で、農業所得の減収や個人住民税の定額減税による減収を見込み、前年度から1,589万5千円減額の課税標準額2億1,705万1千円を見込みました。収入割合が56%を占める地方交付税は、実績と国の動向などを勘案し、前年度から1千万円増額の15億2千万円を見込んでおります。また、不足する財源については、財政調整基金や公共施設整備基金などの基金を1億1,663万8千円取り崩し、収支の均衡を図りました。</p> <p>歳出では、教育費のスクールバス購入や高校のエアコン設置などにより9,053万円の増加、農林水産業費の道営水利施設等保全高度化事業や担い手確保・経営強化支援事業などにより3,019万円の増加があるものの、フラワーセンター・キッズパーク整備工事や村道北8線道路改良舗装工事などの完了により、総額で前年度を1.0%下回る予算編成となり</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ました。</p> <p>行政全般にわたるコスト意識を一層高めながら、経費の節減による予算の執行と村税をはじめとする積極的な歳入の確保を図り、安定した財政基盤の維持に努め、地方創生に対応した行政事務などのサービス向上に努めます。</p> <p>(2) 安全で安心な村づくりについて</p> <p>近年、地球温暖化による気候変動の影響により、大型化した台風や集中豪雨、猛暑などの異常気象による災害や、大規模地震の発生など、全国各地で自然災害が発生しております。本村では、甚大な被害を伴う災害は発生しておりませんが、災害は、いつ・どこで起きるか予測ができません。今後も災害時に備えた非常用食料等の備蓄を計画的に進めるとともに、真狩村地域防災計画に基づき、災害意識の高揚を図りながら防災体制の強化を図ります。また、災害時に、避難場所の除雪や資材運搬を迅速に行うため、タイヤショベルの購入を行います。</p> <p>消防・救急行政については、地域の安全・安心を守るため、火災予防体制に万全を期す地域消防力の向上を図ります。また、地域住民の最も身近な存在である消防団については、団員定数を確保しながら必要な安全装備品の整備等を進め、現場活動の向上と活性化に努めます。</p> <p>交通安全対策については、村民を交通災害から守るため、村民参加による交通安全運動を推進するほか、関係機関と連携しながら、各種取組を推進します。</p> <p>消費者行政については、国の財政支援を活用し、7町村で設置した「ようてい地域消費生活相談窓口」を維持するとともに、消費者相談の取組を積極的に推進するなど、消費者の安全・安心を確保するための消費者行政に取り組みます。</p> <p>(3) 行政諸事務について</p> <p>本年度は、村長選挙が実施されます。選挙事務の適正な管理執行に努め、投開票事務作業がスムーズに行えるよう、公正な選挙事務に万全を期してまいります。</p> <p>少子高齢化社会やデジタル社会に向けた取組など、急激に変化する社会情勢や喫緊の課題に迅速かつ的確に対応できるよう、職員一人一人が経営的な視点を持ち、今後の財政状況を認識した上で危機感を持ち、各施策の優先度や重要度を見極める体質の構築が求められています。各種職員研修への派遣など、職員の意識・能力の向上及び組織の活性化に努</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>めながら行政サービスの向上を図ります。</p> <p>3. 力強い農業づくりと持続的な発展</p> <p>昨年を振り返りますと、積雪量は多かったものの、天候にも恵まれ、植付など春耕作業は平年より一週間ほど早く順調に進みましたが、7月からの記録的な猛暑や干ばつの影響により、野菜全般に軟腐等が見られるなど、作物の生育に大きな影響を与え、また、虫害による被害も発生しました。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染症の規制等が緩和され、日常を取り戻しつつありますが、農畜産物の消費は依然と厳しく、引き続き影響が懸念されます。</p> <p>さて、長引く国際紛争や円安経済は、農業分野において生産コストを上昇させ、農業経営に甚大な影響を及ぼしています。</p> <p>村では、多面的機能支払交付金事業により、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援します。地域農業を担う主要な農業者や先進的な農業経営の確立に意欲的な担い手に対して、農業機械等の取得を支援する、経営体育成支援事業や担い手確保・経営強化支援事業等について取り組みます。</p> <p>また、スマート農業の推進のため、GPS ガイダンスシステム導入補助について支援します。</p> <p>前年度に引き続き、畜産経営の影響緩和と安定した経営継続を支援する、畜産業物価高騰対策支援事業を実施します。</p> <p>真狩村が生産量日本一を誇る、ゆり根の持続的な生産を実現するため、ゆり根種子購入助成事業を行います。</p> <p>酪農・畜産については、ようてい乳牛検定組合運営事業補助を引き続き行い、村営美原牧場についても、資材等の高騰に対応して、引き続き指定管理者による健全で効果的な管理運営を行います。</p> <p>民有林の整備については、豊かな森づくり推進事業による植栽事業補助、森林環境譲与税を活用した下刈事業補助を行います。</p> <p>また、今年度より個人住民税から徴収される森林環境税が施行され、森林環境譲与税の交付が増収となる見込みから、将来に向けて効果的な活用を検討します。</p> <p>村有林の整備においては、国の温室効果ガス削減に向けた森林吸収源対策としての森林整備のため、植林や下刈りなど適切な森林施業を行います。</p> <p>ヒグマ・エゾシカ・アライグマ等の鳥獣による農業被害防止対策につ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>いては、猟友会など関係機関の御協力をいただきながら、巡回及び捕獲活動に取り組むとともに、侵入防止柵等の購入費助成を引き続き行い、あわせて、ヒグマとの事故が起こらないよう、専門家も含めて対策を検討し、事故や農業被害の防止・軽減に努めていきます。</p> <p>4. 活力と魅力あふれる地域づくり</p> <p>脱炭素について、村全体の二酸化炭素排出量のうち、家庭からの排出量が約15%を占める中、太陽光発電設備を導入する住宅等に対して、一家庭あたり20万円を支給する補助事業を実施します。美しい農村風景を未来の子供たちに残すために、森林整備や再生可能エネルギー導入などの温暖化対策に向けた取組を進め、温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指します。</p> <p>移住・定住対策として、社地区村有地に造成した約1万㎡の分譲地について、早期完売を目指したPRを行います。</p> <p>急速に進むデジタル社会への対応として、役場組織のデジタル・トランスフォーメーションに取り組むとともに、煩雑な住民手続改善のため、DXについても取組を進めます。</p> <p>長期化している物価高騰の影響により、商工業者を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。引き続き、村内経済の持続性を確保するとともに、小規模事業者等の育成・強化を図るための支援を行います。</p> <p>観光については、新型コロナウイルス感染症に伴う行動規制が解除され、観光需要の高まりが見込まれることから、真狩村観光協会との連携による情報発信を行います。</p> <p>まっかり温泉やユリ園コテージでは、回数券利用者数の回復傾向が見られます。今後も指定管理者である真狩村商工会と連携し、利用促進を図るとともに、適正な施設管理に努めます。</p> <p>道の駅真狩フラワーセンターには、令和5年度に整備したキッズパークが本格的にオープンします。村内外の親子が楽しめる施設として適正な施設管理に努めるとともに、指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と連携し、センターハウスとの相乗効果を生み、魅力あふれる施設運営に努めます。</p> <p>羊蹄山自然公園では、依然として続くキャンプブームの中、利用者の利便性向上を進めることでさらなる利用者増につなげて、公園の活性化を進めます。</p> <p>一般廃棄物の処理及びし尿処理等につきましては、ごみ減量化につながる啓蒙・啓発などを進め、適切な運営に努めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>5. 健康とつながりを大切に作るむらづくり</p> <p>村民一人一人が健康を意識しながら健康づくりを進めることが重要です。乳幼児期から高齢者まで継続した生活習慣の改善と疾病の早期発見のための健康診査、がん検診等の受診機会の拡大や保健指導を通して健康意識の醸成を図ります。</p> <p>本年 11 月に、新館棟の建設完成を目指している倶知安厚生病院ですが、建築資材等の高騰により、工事費が増額となります。社会情勢の今後の変化等を踏まえ、倶知安厚生病院第 2 期整備推進協議会において、引き続き協議を行っていきます。</p> <p>本年度も、子供を産み育てやすい環境づくりのため、出産・子育て応援給付金を支給します。そして、生まれてきてくれた子供たちには、世界にひとつだけの「君の椅子」の贈呈を行います。</p> <p>子育て家庭への経済的負担の軽減と移住定住の促進のため保育所利用者負担金は、引き続き減額をしていきます。</p> <p>障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができ、必要なサービスが受けられるよう、相談支援センターや障害福祉サービス提供事業所などと連携し、地域生活支援の充実に努めていきます。</p> <p>まっかり保育所では、猛暑などの異常気象等から子供たちを守るため、本年度エアコンを設置します。また、木製大型遊具の更新など保育環境の充実に努めます。</p> <p>子育てをする家庭の相互交流の場として、真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」を拠点に、子育て相談、情報提供、各種講座の開催など家庭と地域とのつながりを大切にしながら、子育てに対する支援の充実に努めていきます。</p> <p>国民健康保険事業では、産前産後期間の保険料を減額し、子育て世帯の負担軽減を図ります。また、保険料を公平なものとするため、昨年に引き続き保険税賦課限度額を 2 万円引き上げ 106 万円に改正します。</p> <p>野の花診療所では、本年度も適切な医療を確保するため、老朽化した医療機器の更新を行っていきます。</p> <p>高齢者福祉の推進については、『第 9 期真狩村高齢者保健福祉計画』に基づき事業の推進を図るとともに、高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取組を進め、関係機関との連携を大切に、生活支援サービスの充実に努めていきます。</p> <p>6. 安全・安心な社会資本の維持と農業基盤の整備</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>村道の整備については、昨年に引き続き北7線通り舗装補修工事、橋梁長寿命化事業については、6号橋補修工事のほか、13号橋補修設計など道路及び橋梁の長寿命化に向けた計画的な修繕を進めます。そのほか村道及び河川の維持補修については、地域の要望や破損状況など、緊急性のあるものを優先に実施します。</p> <p>除雪事業については、冬期間の安全な交通確保と快適な生活環境を守るため、効果的な除排雪に努めます。</p> <p>公営住宅については、「真狩村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅の屋根塗装・外壁改修工事など、長期的活用や住宅環境の改善を図り、適正な維持管理に努めます。</p> <p>ふれあい広場パークゴルフ場については、健康増進、憩い、交流の場として適正に維持管理し、スタンプラリーや各種大会の実施など、利用者数の確保に取り組みます。</p> <p>簡易水道事業については、施設の適正な維持管理とともに、快適な生活環境の向上と水質管理に努めます。</p> <p>下水道事業については、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化の進展状況を考慮した実施計画を策定し、浄化センターなど施設の維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。</p> <p>農業基盤の整備については、引き続き「道営水利施設等保全高度化事業」により、区画整理・暗渠排水等の工事を実施するとともに、受益農家の負担軽減に取り組み、農業経営の体質強化を図ります。</p> <p>7 夢や希望を育む教育条件整備</p> <p>(1) 学校教育の推進</p> <p>小中学校においては、変化する時代に対応できる「確かな学力」を育むため、児童生徒の資質・能力や興味・関心などを的確に捉え、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。そのために、一人一台端末の効果的な活用をはじめ、乗入れ授業や教科担任制、習熟度別学習など、指導方法や指導体制の工夫改善に努めます。また、「特別の教科道徳」を要に全教育活動を通して道徳教育の充実に努め、人間尊重の精神や自他の生命を尊重する態度、規範意識や公平・公正な判断力等、豊かな心を育み、いじめゼロの学校づくりを進めます。</p> <p>また、学校と地域が連携・協働して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの充実を図り、地域に開かれ、地域の教育資源を活かした活動を進めます。あわせて、義務教育9年間を見通した教育活動や小中での合同研修の実施など、現行の「6・3制」の枠組みの中で小中一貫教育を</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>進めます。</p> <p>さらに、個別の教育的ニーズに応じた支援が的確に行われるよう、各学校に学習支援員を配置するほか、教育支援センター「まっかりクラブ」で、学びの保障やカウンセリングルーム「談」の有効活用を図ります。</p> <p>また、外国語指導助手を2名体制として、さらなる実践的コミュニケーション能力の育成と異文化理解の促進を図ります。</p> <p>高校教育においては、地域に愛され、必要とされる学校づくりを目指し、コース性の特色を活かした教育を展開し、農業や食に関する専門性とグローバルな視点を持って地域産業を担う人材を育成します。また、様々な教育活動やボランティア活動等を通して、豊かな心とたくましく主体的に生きる力を育み、心豊かで行動力と人間関係構築力のある人材を育てます。</p> <p>進路指導については、インターンシップや企業見学などのキャリア教育の充実を図るとともに、教育相談や進路相談に基づくきめ細かな指導に努め、夢の実現に向けて進路を切り拓く全ての生徒を全面的に支えます。</p> <p>生徒募集については、学校訪問や保護者説明会などを通して、本校の実績や魅力とともに、寮や各種助成制度の積極的な発信に努めます。</p> <p>(2) 社会教育の推進</p> <p>社会教育の推進にあたっては、第10期社会教育中期計画など各種計画に基づき、家庭教育、少年教育、成人・高齢者教育など年代ごとの課題やニーズに応じた学習や活動の機会を提供します。また、文化財保護の普及啓発や芸術文化活動としての発表・鑑賞の機会を広める芸術・文化の振興と年齢や性別に関係なく共にスポーツを楽しみ、つながる中で体力の増進を目指すスポーツの振興など、地域や関係団体との連携のもとに、学びや活動の場を提供するとともに、生涯学習推進組織への支援を継続し、生涯学習、生涯スポーツの振興に努めます。</p> <p>むすび</p> <p>令和4年3月、議会の御理解をいただき、本村はゼロカーボンシティ宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を掲げております。この目標を達成するために、今年2月に「真狩村地域再エネ導入戦略」として地域の将来ビジョンを策定しました。</p> <p>地域の中で地産地消できる再生可能エネルギーの仕組みづくりと将来に向けた公共施設での再生エネルギー導入など、気候変動問題の解決に</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 6	議 長 (佐伯秀範)	<p>向けた効果的な取組を全課で進めていかなければなりません。</p> <p>令和6年度一般会計の予算規模は、26億7,542万6千円で、特別会計と企業会計を合わせた予算規模は32億6,285万9千円と前年度比率3.0%の増額となっています。</p> <p>村の財政は、引き続き、厳しい局面にあることから、健全な財政運営に向け、効率的かつ効果的な事業の執行に努めていかなければなりません。村民の皆様、真狩村村議会の皆様の御理解とお力添えを心よりお願い申し上げます、令和6年度村政執行方針といたします。</p> <p>申し訳ありません。このページの「令和6年度」の「年」が二つ入っておりました。訂正しておわびいたします。</p> <p>以上で、村政執行方針が終わりました。</p>
	”	<p>日程 6</p> <p>令和6年度 教育行政執行方針について、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。</p> <p>教育長 齊藤信之君</p>
	教 育 長 (齊藤信之)	<p>令和6年第1回真狩村議会定例会の開催にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。</p> <p>人口減少や少子高齢化、情報技術の急速な進展などにより価値観や生活様式が大きく変わるとともに、気候や国際情勢の変動など変化が激しく先行き不透明な時代となっています。このような時代によりよく生きていくためには、自らのよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を尊重し、協働しながら社会の変化を乗り越えていくことが必要であり、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育むことが教育の使命となっています。また、「人生100年時代」を迎え、誰もが豊かな人生をおくることができるよう、生涯にわたり自由に、主体的に学ぶことが大切です。多様な人々と交流し、子供から大人まで世代を問わず誰もが学び続けることができる環境を整えることが必要です。</p> <p>1 義務教育について</p> <p>はじめに、令和6年度の義務教育段階における学校教育について申し上げます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>(1) 生きる力を育てる学校教育の推進</p> <p>これからの複雑で変化の激しい社会においては、子供たちが自信をもって自分の人生を歩み、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるための「生きる力」を身に付けることが重要です。各学校においては、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、家庭や地域と連携・協働して教育活動の充実が図られるよう教育課程の編成・実施に努めるとともに、評価・改善を通じた教育活動の質的向上と特色ある学校づくりを進めます。</p> <p>変化する時代に対応できる「確かな学力」の育成にあたっては、育てたい資質・能力を明確にし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日々の授業改善を積み重ねることが大切です。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向け、一人一台端末の効果的な活用をはじめ、乗入れ授業や教科担任制、習熟度別学習など、指導方法や指導体制の工夫改善に努めます。</p> <p>「豊かな心」の育成にあたっては、自他の生命や人権の尊重、規範意識、公平・公正な判断力などを育てることが大切です。「特別の教科道徳」を要に全教育活動を通して道徳性の涵養に努める他、村内全校種において「命の輝きプロジェクト」を推進し、人権意識の向上に取り組みます。</p> <p>生徒指導については、早期の発見・対応に加え、教師と児童生徒の信頼関係の中で全ての児童生徒の良さや可能性を伸張し、問題の未然防止につながる発達支持的生徒指導の充実努めます。また、児童生徒理解に基づいた適切な生徒指導の在り方について学び合い、共有し、学校組織として対処し得る体制を整えます。</p> <p>いじめ根絶に向けては、教育委員会や各学校が定める「いじめ防止基本方針」に基づき、全ての教職員が定義と組織的対応についての理解を深め、家庭や地域、関係機関と連携して未然防止と早期発見・早期対応に努めます。また、村内全校種の児童生徒が一堂に会する「真狩いじめゼロ子どもサミット」を開催し、いじめ防止に主体的に取り組む態度と実践力の向上に取り組みます。</p> <p>「健やかな体」の育成にあたっては、心身の調和の取れた発達のために運動により体力を養うとともに、望ましい食習慣など、健康的な生活習慣を形成することが大切です。実態を踏まえて体育科の授業改善を図るとともに、家庭との連携のもとに「早寝・早起き・朝ご飯」等の生活習慣の定着に努めます。また、栄養教諭の専門性を活かし、学校給食を生きた教材として食育を推進します。</p> <p>(2) 信頼される学校づくりの推進</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>学校が開かれ、家庭や地域との連携・協働の中で子供たちが健やかに成長していくことが大切です。導入したコミュニティ・スクールの充実を図り、学校と地域の連携・協働による学校運営を進めます。学校経営方針の見える化を図り、地域の力を生かした学校運営や教育活動を進め、教育活動の充実と学校改善につなげます。</p> <p>多様化・複雑化する今日的課題に対応するためには、小・中学校の総力による9年間のつなぎ目のない一貫した教育が必要です。「真狩村小中一貫教育基本方針」にのっとり、つなぎ目のない子供主体の学校づくりを掲げる「真狩シームレス・プラン」のもと、現行の枠組みの中で系統性・連続性を重視し、相互の乗り入れ授業や児童会・生徒会の協働活動、教員の合同研修等、学習指導と生徒指導を両輪とした小中一貫教育を推進します。</p> <p>教育の質は、教育活動を担う教職員の力量に大きく左右されることから、教職員には、常に研さんに励み専門性の向上に努めることが求められます。キャリアに応じた研修や授業力向上、生徒指導や特別支援教育に関する専門性の向上を目指した研修を積み、学び続ける教師のもとで学び続ける子供を育てます。</p> <p>学校における働き方改革の推進については、「真狩村立学校における働き方改革行動計画」にのっとり、子供の発達と成長という学校本来の業務を最優先できる環境づくりに向け、保護者・地域の理解を得ながら取組を進めます。</p> <p>(3) 社会の変化や教育ニーズの多様化への対応</p> <p>特別支援教育については、児童生徒個々の教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、合理的配慮の正しい理解に基づくインクルーシブ教育の推進が大切です。真狩村教育支援委員会の機能を充実させるとともに、必要な支援が的確に行われるよう各校に支援員を配置するとともに、通級指導教室を開設し、個に応じた指導を行います。また、きめ細かな支援と学びの連続性の保障のため「個別の支援計画」や「個別の指導計画」を整備し、活用と引継ぎの徹底を図ります。</p> <p>個別の理由により登校できずにいる児童生徒に対しては、一人一人に寄り添う共感的な理解と受容の姿勢を持ち、的確な現状分析に基づいた具体的な支援が大切です。別室登校や時差登校の他、オンライン学習や教育支援センター「まっかりクラブ」などによる学びの保障に努めるとともに、スクールカウンセラーやカウンセリングルーム「談」など、教育相談の機会を継続的に確保します。あわせて、全ての児童生徒が「学校は楽しい」「学校は意味のある大切な場所」と実感できる魅力ある学</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>校づくりとわかりやすい授業づくりに組織的に取り組みます。</p> <p>Society5.0の時代を迎え、これからの未来を創る児童生徒には情報活用能力の育成は必須です。端末の更新やWiFi環境等の条件整備・改善に努め、一人一台端末を効果的に活用した子ども主体の学びを展開します。また、インターネット上でのいじめや違法・有害情報の深刻化を踏まえ、情報モラル教育に取り組み、危険を回避し、正しく活用する力を育てます。</p> <p>外国語教育については、児童生徒が外国語に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養うことが大切です。外国語指導助手を2名体制とし、さらなる有効活用を図るとともに英語を活用する機会の拡充を図り、実践的なコミュニケーション能力の育成と異文化理解の促進に取り組みます。また、英語スキルの向上への挑戦を後押しするため、英語検定試験の受験料に対する助成を行います。</p> <p>キャリア教育は、学校で学ぶことと社会とのつながりを意識し、社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度を育てます。職場体験や社会人講話などを実施するとともに、地域の魅力や課題を知り、地域の一員としてそれらに関わり、課題の解決を図ろうとする探究的な学びの充実を図ります。</p> <p>(4) 安全・安心な教育環境の整備</p> <p>各学校が作成する「危機管理マニュアル」や「安全マップ」を適宜見直し改善を図るとともに、日常的な点検活動に基づく危険予知と対応に努めます。また、スクールガードによる登校時の見守り活動をはじめ、各種情報の提供など、地域や関係機関との連携を密に環境整備に努めます。</p> <p>次に、真狩高等学校について申し上げます。</p> <p>(1) 地域産業を担うスペシャリストの育成</p> <p>地域に愛され、必要とされる学校を目指し、地域や関係機関との連携のもとに農業や食に関する専門性を養い、グローバルな視点を持って地域産業を担うことのできる生徒を育成します。「有機農業コース」「野菜製菓コース」の2コース制の特色を活かし、農業クラブ活動や探究的な学びの深化、地域と連携した体験的な学び等の充実を図り、社会につながる系統的な教育を実践します。また、ロボットトラクターやドローン等を活用したスマート農業や安全で安心な農業生産に取り組み、グローバル化やICT化に対応した農場経営を推進します。</p> <p>(2) 豊かな心とたくましく主体的に生きる力の育成</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>「耕心錬磨」の校訓のとおり、豊かな心を耕し、互いに磨き合い鍛え合っていくことは、地域の未来を創造する活力ある人材として成長していく上で極めて大切です。全教育活動を通して道德性の涵養を図るとともに、各種ボランティア活動や伝統芸能の継承などに関わり、地域との関係を深める中で主体的に行動できる人材の育成を目指します。また、部活動を通して健全な心身を養うとともに、目的に向けて仲間と協力して行動する力や人間関係を構築する力の伸張を図ります。</p> <p>(3) 自己実現に向かう進路指導</p> <p>インターンシップや企業見学などのキャリア教育の充実を図り、自己理解に基づく勤労観や職業観の育成に努め、自らの将来を考え、主体的に進路を選択し決定できるよう指導や支援を行います。一人一人に応じた進路情報の提供ときめ細かなガイダンスに努めるとともに、進学希望の生徒に対しては、基礎学力向上に向けた支援を行います。</p> <p>(4) 生徒募集</p> <p>生徒募集にあたっては、学校訪問や保護者説明会を通して、実績と魅力ある教育内容を伝えるとともに、寮や各種助成制度の充実を積極的に発信します。また、恒常的な教育活動の充実を努め、地元はもとより、多くの生徒に選ばれる学校づくりを進めます。</p> <p>3 社会教育の推進</p> <p>次に、社会教育について申し上げます。</p> <p>人々の価値観や生活スタイルが大きく変わる中で、改めて人づくり、地域づくりが重要となっておりニーズに応じた学習機会の充実を図り、主体的な学習意欲を喚起することが必要です。</p> <p>(1) 生涯学習の振興</p> <p>桂長寿大学や各種公民館講座、文化団体協議会との連携による「総合文化祭」や「芸能発表大会」など、個人や団体の学びや趣味の発表の場を提供し、豊かさや潤いを生み出すとともに、多様な交流とつながりの機会を広げる生涯学習活動の振興に努めます。</p> <p>想像力・思考力等を育む読書は、子どもたちをはじめ、どの年代においても人生をより豊かに生きる上で欠かせないものです。リクエストに基づく新刊図書の購入や道立図書館からの借入れを行い公民館図書室の充実を努めるとともに、第4期真狩村子どもたちの読書活動推進計画に基づき家庭、地域・ボランティア、学校、公民館図書室など村全体での読書活動の推進に取り組みます。また、令和7年度からの5年間を見据えた第5期真狩村子どもたちの読書活動推進計画の策定に取り組みま</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>す。</p> <p>地区コミュニティの構築と活性化を目指す各地区の生涯学習振興会への支援を継続し、共に学び合う楽しさを基盤とした各種事業の円滑な推進と充実に努めます。</p> <p>(2) 家庭教育の推進</p> <p>家庭教育は、全ての教育の出発点となるものです。家族のふれ合いを通して、子供が基本的な生活習慣や生活能力、人への信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、自立心や社会的マナーなどを身に付けていく上で重要な役割を担います。子供の成長に合わせた保護者への学習機会の提供や悩みなどを気軽に話し合える機会と場の提供に努めるとともに、子供と保護者が一緒に成長できる学習機会の提供に努めます。</p> <p>(3) 少年教育の推進</p> <p>子供たちの豊かな人間性や社会性を育むためには、人づくりの原点となる体験活動が大切です。そのために、地域の人材や資源を活用した体験活動やスポーツ活動等の機会を提供し、異学年や異世代との交流を広げ、仲間づくりやリーダーとしての役割を学ぶ活動等を推進します。また、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進し、子供たちの健全育成に資する事業の実施に努めます。</p> <p>(4) 成人・高齢者教育の推進</p> <p>年代やニーズに応じ、地域づくりを促進するための学習機会や人とつながることの大切さや生きがい・やりがいを高める多様な学習機会の提供に努めます。また、地域人材登録制度「まっかりマイスター」への新たな登録を呼びかけ、講座や学校での活用を図ります。</p> <p>(5) 芸術・文化の振興</p> <p>文化財への関心を高め次世代に継承するため、文化財保護の普及啓発に努めます。「羊蹄ふるさと館」所蔵の文化財については、台帳整備や展示レイアウトの工夫を図り、夏季開館や移動展示を行うとともに、児童生徒の学びへの活用促進に努めます。また、芸術文化活動振興のために発表や鑑賞の機会の拡充に努め、周知を図ります。無形文化財「浦安の舞」については、存続のため真狩高校の協力を得ながら指導者や舞姫の確保に努めます。</p> <p>(6) スポーツの振興</p> <p>生涯にわたり健康で明るく生きがいのある生活を営む上でスポーツは、大きな役割を担います。誰もが気軽に活動できる環境づくりに努めるとともに、各種講習会や大会を開催し、技術と体力の向上を図ります。また、関係機関と連携し、年齢や性別に関係なく村民の誰もが、ともに</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>スポーツを楽しみ、親睦を深めることができる機会の提供に努めます。あわせて、スポーツ団体や少年団活動、学校部活動への支援並びに指導者の発掘や育成に努めます。</p> <p>以上、令和6年度の教育行政の執行について、その基本方針を申し上げます。</p> <p>未来を担う子供たちが健やかに成長し、村民の皆様が喜びを感じ豊かな人生を送ることができる村づくりに向けて、学校・家庭・地域の連携を強め、関係団体との協力のもとに、熱意をもって教育行政の推進にあたります。引き続き、村議会をはじめ、村民の皆様、関係各位の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	以上で、教育行政執行方針が終わりました。
11:10	〃	ここで休憩いたします。 11時25分まで休憩いたします。
11:25	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程7	〃	<p>日程 7</p> <p>承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度 真狩村一般会計補正予算(第12号)）を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>承認第1号 専決処分の承認を求めることについて</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>令和6年3月8日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和6年2月16日に専決処分をいたしました。</p> <p>次のページ以降により、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>令和5年度真狩村一般会計補正予算(第12号) 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,859万9千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和6年2月16日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明いたしますので、7ページをお開きください。</p> <p>10款、6項、1目、10節 需用費、機械器具等修繕25万3千円の追加です。給食センターの給水ポンプが経年劣化により故障したため、給水ポンプ、逆止弁の取替修繕を行うもので、給食の提供に支障が出ないように早急に修繕するため、専決処分により追加し対応させていただきました。</p> <p>2目、18節 負担金、補助及び交付金、全道大会等出場補助金11万4千円の追加です。3月6日から10日、名寄市で開催されている「ジュニアオリンピックカップスキー大会兼全日本中学生選抜スキー大会」のクロスカントリー競技に中学生1名が出場しております。その出場経費を補助するため追加いたしました。</p> <p>歳出合計、補正前の額28億8,823万2千円、補正額36万7千円の追加、補正後の額28億8,859万9千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>10款、1項、1目、1節 地方交付税、普通交付税36万7千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。</p> <p>歳入合計、補正前の額28億8,823万2千円、補正額36万7千円の追加、補正後の額28億8,859万9千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 8	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算(第 12 号))を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算(第 12 号))は、承認することに決定しました。
	〃	日程 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算(第 13 号))を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。 令和 6 年 3 月 8 日提出 真狩村長 岩原清一 次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和 6 年 3 月 1 日に専決処分をいたしました。 次のページ以降により、専決処分した補正予算につきまして説明をいたします。 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算(第 13 号)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>令和5年度真狩村一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,869万9千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和6年3月16日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、5目、7節 報償費、自治功労者弔慰金10万円の追加です。</p> <p>真狩村自治功労者 佐々木好夫さんが2月29日にお亡くなりになりましたので、真狩村表彰条例の規定により御遺族に弔慰金を贈呈したものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額28億8,859万9千円、補正額10万円の追加、補正後の額28億8,869万9千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>10款、1項、1目、1節 地方交付税、普通交付税10万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。</p> <p>歳入合計、補正前の額28億8,859万9千円、補正額10万円の追加、補正後の額28億8,869万9千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 9	議 長 (佐伯秀範)	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算(第 13 号)）を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度 真狩村一般会計補正予算(第 13 号)）は、承認することに決定しました。</p>
	〃	<p>日程 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君</p>
	村 長 (岩原清一)	<p>諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について 下記の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、議会の意見を求める。 記 住所 虻田郡真狩村字真狩 117 番地 4 氏名 石川あけみ 生年月日 昭和 43 年 1 月 21 日生 令和 6 年 3 月 8 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>提案理由につきましては、現職の武田恒雄さんが令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となるということで、後任に推薦するものでございます。任期につきましては、令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までというふうになります。</p> <p>石川あけみさんは、真狩生まれで 56 歳でございます。昭和 61 年 4 月 1 日に真狩村役場の非常勤職員を 5 年勤め、平成 18 年 4 月より特別養護老人ホーム真狩羊蹄園に 11 年勤務し、その間介護福祉士を取得しております。その後、豊浦町介護老人保健施設やまびこ、野の花デイサービス香風庵にて現在も介護士として勤務をしております。令和 5 年 3 月に精神対</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 10	議 長 (佐伯秀範)	<p>話士の資格を後志管内で唯一取得するなど、人権擁護委員として適任であると考え推薦いたしますので、議会の意見を求めるものでございます。よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案については、適任であると決定したいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であると決定いたしました。</p>
	〃	<p>日程 10</p> <p>議案第1号 真狩村まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第1号 真狩村まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について真狩村まち・ひと・しごと創生基金条例を別紙のとおり制定する。</p> <p>令和6年3月8日提出</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページ以降が制定条例本文になっております。</p> <p>提案理由につきましては、道内企業が実施する寄附事業に真狩高校が令和6年度に取り組む「まっかりオーガニックビレッジ推進事業」が採択され、企業版ふるさと納税により700万円の寄附を受けることになりました。</p> <p>企業版ふるさと納税制度は、市町村が作成し、国が認定した地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合、最大約9割の税制上の優遇措置を受けることができる制度です。また、基金を設置することで、寄附金を積み立て、翌年度以降に実施する地方創生プロジェクト、本村の場合は、令和2年度に策定した「真狩村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」に掲げる事業への充当が可能となります。</p> <p>今回の寄附の受け皿も含め、企業版ふるさと納税による寄附金の有効活用と円滑な制度運営を図るため、基金条例を制定するものです。</p> <p>条例は8条建ての構成となっており、第1条は、基金の設置の目的を規定するものです。</p> <p>第2条は、基金に積み立てる額は、一般会計予算で定めることなどを規定するものです。</p> <p>第3条は、基金の運用について、規定するものです。</p> <p>第4条は、基金の管理について、現金は金融機関への預金その他最も有利な方法により保管しなければならないことを規定するものです。</p> <p>第5条は、財政上必要があると認めるときは、適確な繰戻しの方法等を定めて、一般会計等の支払い等に運用できことを規定するものです。</p> <p>第6条は、基金の運用により収益が生じた場合は、一般会計予算に計上して、基金の目的達成のための経費に充当し、又は、基金に積み立てることを規定するものです。</p> <p>第7条は、基金の設置の目的に限り、基金を取り崩し、支出できることを規定するものです。</p> <p>第8条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めることを規定するものです。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 11	(佐伯秀範)	す。 質疑はありませんか。(なし)
	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第1号 真狩村まち・ひと・しごと創生基金条例の制定 についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませ んか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第1号 真狩村まち・ひと・しごと創生基金条例の制定につい ては、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 11 議案第2号 真狩村ふるさと応援寄付条例の一部改正についてを議題 とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第2号 真狩村ふるさと応援寄付条例の一部改正について 真狩村ふるさと応援寄付条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和6年3月8日提出 真狩村長 岩原清一 次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説 明させていただきますので、最後のページをお開きください。 改正理由につきましては、本条例では、寄付者が寄付金の用途を指定

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>する事業を定めておりますが、本村の特色の一つである真狩高校については、専門科目として「有機農業コース」「野菜製菓コース」があり、環境に配慮した作物栽培や ICT を活用した農業の技術、食品加工や調理技術を習得するほか、定期的な製菓販売会や各種農産物販売を実施し、生産から流通・販売まで食についての系統的な学習を実施しております。また、製菓のコンテストにも出品し優秀な成績を収め、その作品が全道のコンビニで販売されたりマスコミにも取り上げられるなど本村の知名度アップにも大きく貢献しております。</p> <p>今後の教育内容が、より魅力ある充実したものになり真狩高校の持続的な発展が図られるよう、ふるさと応援寄附金の充当を可能とするため、事業の項目を追加するものです。</p> <p>条例第 2 条第 5 号に「地域の未来を創造する真狩高校の充実に関する事業」を新設し、第 5 号を第 6 号に繰下げするものでございます。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 2 号 真狩村ふるさと応援寄附条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 12	議 長 (佐伯秀範)	<p>議案第 2 号 真狩村ふるさと応援寄付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程 1 2</p> <p>議案第 3 号 真狩村営住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 3 号 真狩村営住宅管理条例の一部改正について</p> <p>真狩村営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和 6 年 3 月 8 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p>
		<p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、対照表の最初のページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>法律が改正され、被害者が配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、住居からの退去等を命ずる規定が第 10 条の 2 として新設されたことにより、本条例の入居者の資格の規定となる第 5 条第 2 項第 8 号に第 10 条の 2 を追加するものです。</p> <p>次のページの附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	<p>〃</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>	
	<p>〃</p> <p>これから討論を行います。</p>	

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 13	議 長 (佐伯秀範)	<p>討論はありませんか。(なし)</p> <p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第3号 真狩村営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 議案第3号 真狩村営住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 13 議案第4号 真狩村簡易水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第4号 真狩村簡易水道事業給水条例の一部改正について 真狩村簡易水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和6年3月8日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の施行により水道整備・管理行政の機能強化のため、社会資本の整合的な整備に関する部分については、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>条例第5条、第31条第2項、第34条第1号の文中の「厚生省令」を「国交省令」に改正するものです。</p> <p>2ページの附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行する</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第4号 真狩村簡易水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号 真狩村簡易水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 14	〃	<p>日程 14</p> <p>議案第5号 真狩村水道法施行条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第5号 真狩村水道法施行条例の一部改正について</p> <p>真狩村水道法施行条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和6年3月8日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、議案第4号と同じ理由により本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>条例第4条第6号の文中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改正するものです。</p> <p>附則としてこの条例は、令和6年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第5号 真狩村水道法施行条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号 真狩村水道法施行条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 15</p> <p>議案第6号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第14号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
11 : 51	議 長 (佐伯秀範)	副村長 長船君 失礼いたしました。 議案第 6 号については、説明に時間がかかるとのことで、ここでお昼のために休憩をとりたいと思います。 以上で午前の部分を終了し、1 時半から再開したいと思います。 休憩します。
13 : 30	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程 15	〃	日程 1 5 議案第 6 号 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算 (第 14 号) を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船 敏 行)	議案第 6 号 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算 (第 14 号) 令和 5 年度真狩村一般会計補正予算 (第 14 号) は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,862 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 1,731 万 9 千円とする。 第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費の補正) 第 2 条 繰越明許費の追加は「第 2 表 繰越明許費補正」による。 (債務負担行為の補正) 第 3 条 債務負担行為の変更は「第 3 表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正) 第 4 条 地方債の追加及び変更は「第 4 表 地方債補正」による。 令和 6 年 3 月 8 日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、歳出より説明しますので、14 ページをお開きください。 2 款、1 項、1 目、9 節 交際費、村長交際費 100 万円の追加です。1 月

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>1日に発生した能登半島地震で被災された方々を支援するため、日本赤十字社に義援金を贈るため、追加するものです。</p> <p>18節 負担金, 補助及び交付金 32万6千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>3目、14節 工事請負費 26万6千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>4目、24節 積立金 1,467万9千円の追加です。内訳として、財政調整基金積立金 134万5千円の追加です。この度の補正予算に係る執行残等の余剰分を積立するものです。</p> <p>減債基金積立金 623万9千円の追加です。12月に交付された普通交付税に、令和6年度・7年度の臨時財政対策債に充当する財源分が含まれ交付されたことから、その分を積立するものです。</p> <p>森林環境譲与税基金積立金 9万4千円の追加です。この後説明する農林水産業費の民有林造林事業推進補助金の財源に充当しておりましたが、執行残がありましたので、基金に積立するものです。</p> <p>まち・ひと・しごと創生基金積立金 700万1千円の追加です。議案第1号で可決いただいた基金となりますが、先ほど説明したとおり、真狩高校が取り組む事業に対し、企業版ふるさと納税により道内企業から寄附を受け、基金に積み立て翌年度の真狩高校の専門科目で使用する資機材の購入に財源充当することを予定しております。</p> <p>7目、18節 負担金, 補助及び交付金、15ページの北海道自治体情報システム協議会負担金 53万3千円の追加です。行政システムを各種制度に対応させるための改修費用を負担するものです。</p> <p>8目 まちづくり推進費は、財源更生となります。フラワーセンター・キッズパーク整備工事の額の確定により地方債を10万円減額、その分一般財源を増額します。また、高校への寄附とは別に企業版ふるさと納税により道内企業2社から寄附がありましたので、1社からの30万円を定住促進奨励事業補助金へ充当することから、その他財源を30万円増額、その分一般財源を減額するものです。</p> <p>3項、1目、18節 負担金, 補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 323万2千円の追加です。マイナンバーカードへの氏名の振り仮名・ローマ字対応に係るシステム改修費用を負担するものです。</p> <p>3款、1項、1目、1節 報酬 8万4千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>10節 需用費 3万5千円の減額、18節 負担金, 補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 3万5千円の追加です。低所得世</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>帯臨時給付金システム改修費の追加分を消耗品費で減額調整するものです。</p> <p>27 節 繰出金 11 万 3 千円の減額です。国民健康保険事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため減額するものです。</p> <p>16 ページの 5 目、12 節 委託料、羊蹄山麓地域相談支援事業委託 16 万円の追加です。18 節 負担金, 補助及び交付金 16 万 7 千円追加のうち、羊蹄山麓地域相談支援事業負担金 60 万 7 千円の追加につきましては、羊蹄山麓 7 か町村が羊蹄山ろく相談支援センターに委託し、障害者相談支援事業を実施しておりますが、この委託料について、これまで社会福祉法に基づく社会福祉事業と捉え、消費税非課税という判断で委託契約をしておりましたが、この度国より障害者相談支援事業については、社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当せず、非課税扱いにならないことが明確に示されたため、本年度の委託料の消費税分と修正申告による過去 5 年分の消費税、加算税、延滞税分を負担するため、追加するものです。</p> <p>18 節 負担金, 補助及び交付金のうち、他の三つの負担金、計 44 万円の減額につきましては、事業費の確定により減額となります。</p> <p>9 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 279 万 9 千円の追加です。負担金の確定により追加となります。</p> <p>2 項、2 目、1 節 報酬 40 万円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>17 ページの 10 節 需用費、施設等維持修繕 38 万 1 千円の追加です。保育所の暖房用配管機器の水漏れによる機器取替修繕ため、追加するものです。</p> <p>3 目、19 節 扶助費 7 万 5 千円の減額です。給付額の確定により減額となります。</p> <p>4 款、1 項、2 目、12 節 委託料 76 万 3 千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>22 節 償還金, 利子及び割引料 16 万 9 千円の追加です。前年度の補助金及び負担金の額の確定により返還するものです。</p> <p>3 目、12 節 委託料 30 万円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>4 目、22 節 償還金, 利子及び割引料 5 万 9 千円の追加です。前年度の補助金の額の確定により返還するものです。</p> <p>18 ページの 5 目、27 節 繰出金 2 万 9 千円の追加です。国民健康保険診療所事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加となりま</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>す。</p> <p>2 項、3 目、12 節 委託料 30 万 8 千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>4 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 41 万 1 千円の減額です。負担金の確定により減額となります。</p> <p>3 項、1 目、27 節 繰出金 293 万 1 千円の追加です。簡易水道事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加となります。</p> <p>5 款、1 項、1 目、19 ページの 18 節 負担金, 補助及び交付金 1 万 4 千円の減額です。協会の解散により減額となります。</p> <p>2 目、1 節 報酬 28 万 3 千円の減額です。応募者がいなかったため、減額するものです。</p> <p>6 款、1 項、1 目、1 節 報酬 30 万 5 千円の減額です。他の補助事業の事務費に一部振り替えたため、減額となります。</p> <p>5 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、担い手確保・経営強化支援事業助成金 3,000 万円の追加です。意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手の農業機械等の導入を支援するための国の補助事業となりますが、2 経営体が事業採択となったため、追加するもので、翌年度に繰り越して実施されます。</p> <p>7 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 44 万 1 千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>20 ページの 8 目 道営事業費は、財源更生となります。道営水利施設等保全高度化事業費の確定により地方債を 60 万円減額し、その分一般財源を増額するものです。</p> <p>2 項、2 目、14 節 工事請負費 24 万円の減額です。18 節 負担金, 補助及び交付金 178 万 8 千円の減額です。いずれも実施面積の減少により減額となります。</p> <p>7 款、1 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 6 万円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>2 目 観光費は、財源更正となります。企業版ふるさと納税により道内企業 2 社から寄附がありましたので、1 社からの 100 万円を産業祭り運営事業補助金へ充当することから、その他財源を 100 万円増額し、その分一般財源を減額するものです。</p> <p>3 目、14 節 工事請負費、21 ページの 1 号井ポンプ入替工事 515 万円の追加です。ポンプが故障し、湯量不足により露天風呂の休止など運営に支障があるため、追加するものです。</p> <p>4 目、1 節 報酬 46 万 8 千円の減額です。執行残により減額となりま</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>す。</p> <p>また、キャンプ場の使用料の減額に伴う財源更正がありまして、その他財源を102万5千円減額し、その分一般財源を増額、執行残の減額分と合わせて55万7千円の増額となります。</p> <p>8款、2項、1目、12節 委託料167万4千円の減額です。14節 工事請負費303万5千円の減額です。いずれも執行残により減額となります。</p> <p>3目、22ページの10節 需用費、機械器具等修繕10万円の追加です。ロータリ除雪機の故障による不足分を追加するものです。</p> <p>13節 使用料及び賃借料、重機借上料44万1千円の追加です。今後の除雪に係るダンプや重機の借上げ料に不足が見込まれることから追加するものです。</p> <p>3項、1目 住宅管理費は、財源更生となります。地域住宅交付金の追加配分がありましたので、国道支出金を589万4千円増額し、その分、その他、一般財源を減額するものです。</p> <p>5項、1目、27節 繰出金353万円の追加です。公共下水道事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加となります。</p> <p>10款、1項、2目 教育委員会事務局費は、財源更生となります。12月に補正させていただいた小・中学校のエアコン設置工事の交付金、地方債の額及び小・中・高校の保健室等に設置する冷房機の購入に対する臨時交付金の額の確定により国道支出金を1,127万8千円増額、地方債を2,120万円増額し、その分一般財源を減額するものです。</p> <p>3項、2目 維持修繕費も財源更正となります。中学校体育館照明器具取替工事の額の確定により地方債を30万円増額し、その分一般財源を減額するものです。</p> <p>4項、1目、23ページの10節 需用費、灯油34万1千円の追加です。</p> <p>3目、10節 需用費、軽油9万9千円の追加です。</p> <p>4目、10節 需用費67万7千円の追加です。内訳として、重油22万7千円の追加、灯油45万円の追加です。原油価格の高騰による施設や車両等の燃料費の不足分を追加するものです。</p> <p>5項、3目、4節 共済費14万9千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>14節 工事請負費、受変電設備改修工事213万8千円の減額です。本工事については、2か年にまたがる工事で本年度は前払金を予算措置しておりましたが、請負業者の請求額が予算を下回ったため、減額するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>6 目、1 節 報酬 13 万 9 千円の減額です。予定していた地域コーディネーターの採用ができなかったことから減額するものです。</p> <p>24 ページの 12 款、1 項、1 目、2 節 給料 393 万 7 千円の減額です。職員の休職及び育児休業の取得により減額となります。</p> <p>3 節 職員手当等 1,421 万円の減額です。職員の定年延長制度導入により、退職年齢が引き上げられ退職者が減少することなどから、退職手当組合納付金の負担率に変更されたため、減額となります。</p> <p>4 節 共済費 590 万円の減額です。こちらも職員の定年延長制度導入により、共済組合納付金の負担率に変更されたため、減額となります。また、財源更生がありまして、この後歳入で説明する農業委員会交付金の追加分を充当することから国道支出金を 65 万 3 千円増額、農業者年金業務委託手数料の追加分と住宅費で説明した地域住宅交付金の追加配分により、その他財源として住宅使用料からの財源を減額しましたので、その一部を充当することから、その他を 346 万 6 千円増額、その分と今回の減額分を合わせ一般財源を減額するものです。</p> <p>13 款、1 項、1 目 元金は、財源更正となります。住宅使用料の一部を充当しておりましたが、錯誤によりその他を 99 万 2 千円減額し、その分一般財源を増額するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 28 億 8,869 万 9 千円、補正額 2,862 万円の追加、補正後の額 29 億 1,731 万 9 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、10 ページを御覧ください。</p> <p>13 款、1 項、1 目、1 節 商工使用料 102 万 5 千円の減額です。使用料の確定により減額となります。</p> <p>14 款、1 項、1 目、2 節 児童手当負担金 5 万円の減額です。支給額の確定により減額となります。</p> <p>2 目、1 節 保健事業負担金 76 万 3 千円の減額です。事業費の確定により減額となります。</p> <p>2 項、1 目、4 節 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 58 万 8 千円の追加です。小・中・高校の保健室等に設置する冷房機の購入に対する補助裏分として追加するものです。</p> <p>5 節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 323 万 2 千円の追加です。歳入で説明したマイナンバーカードへの氏名の振り仮名・ローマ字対応に係る費用に対する国の補助金となります。</p> <p>4 目、1 節 公営住宅補助金、地域住宅交付金 589 万 4 千円の追加です。公営住宅の家賃の低廉化に伴う交付金の追加配分により追加するものでございます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>11 ページの 2 節 防災・安全社会資本整備総合交付金、道路事業交付金 34 万円の追加です。事業費の確定により追加となります。</p> <p>5 目、3 節 学校施設環境改善交付金、大規模改造事業等交付金 1,069 万 9 千円の追加です。小中学校のエアコン設置工事に対する国の補助金となります。</p> <p>15 款、1 項、1 目、3 節 児童手当負担金 1 万 2 千円の減額です。支給額の確定により減額となります。</p> <p>4 節 保険基盤安定負担金、産前産後保険料負担金 5 万 1 千円の追加です。産前産後保険料の軽減に伴い増額となります。</p> <p>2 項、3 目、2 節 母子保健衛生費補助金、不妊治療助成事業補助金 7 千円の追加です。1 名の申請があり追加となります。</p> <p>4 目、1 節 農業費補助金 3,065 万 3 千円の追加です。内訳として、農業委員会交付金 65 万 3 千円の追加です。活動促進事業に対する交付金の確定により追加するものです。強い農業づくり事業補助金 3,000 万円の追加です。歳出で説明した担い手確保・経営強化支援事業に対する補助金となります。</p> <p>2 節 林業費補助金、109 万円の減額です。事業費の確定により減額となります。</p> <p>12 ページの 5 目、1 節 学校支援地域本部事業費補助金 1 万 6 千円の減額です。事業費の確定により減額となります。</p> <p>17 款、1 項、2 目、1 節 ふるさと応援寄附金 830 万円の追加です。歳出で説明したとおり、企業版ふるさと納税により道内企業 3 社から寄附がありましたので、追加するものです。</p> <p>18 款、1 項、1 目、1 節 財政調整基金繰入金 3,915 万 1 千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額となります。</p> <p>2 目、1 節 公共施設整備基金繰入金 360 万円の減額です。地域住宅交付金の追加配分等により財源が増えたため、減額するものです。</p> <p>20 款、5 項、1 目、2 節 農業者年金事務取扱費 36 万 3 千円の追加です。委託手数料の確定により追加するものです。</p> <p>13 ページの 21 款、1 項 村債 1,420 万円の追加です。歳出でも説明したとおり、1 目 総務債、3 目 農林水産業債、4 目 土木債、5 目 教育債において、節区分に記載のとおり増減となりますが、いずれも事業費の確定によるものでございます。このうち新たな事業債は、5 目、1 節 小中学校整備事業債、学校施設エアコン設置事業債で 2,120 万円の追加となります。防災・減債・国土強靱化緊急対策事業債が対象となることから追加するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>歳入合計、補正前の額 28 億 8,869 万 9 千円、補正額 2,862 万円の追加、補正後の額 29 億 1,731 万 9 千円となるものです。</p> <p>次に 4 ページを御覧ください。</p> <p>第 2 表 繰越明許費補正について、次年度に繰り越して実施する事業として、2 款 総務費、3 項 戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業 929 万 5 千円です。事業概要につきましては、9 月、12 月、そして今回補正対応しております、戸籍及び戸籍附票システムの振り仮名対応及びマイナンバーカードへの氏名の振り仮名・ローマ字対応に係るシステム改修費用で改修の事業期間が延び、令和 6 年度内での完了見込みとなったことから繰り越すものです。</p> <p>6 款 農林水産業費、1 項 農業費、担い手確保・経営強化支援事業 3,000 万円です。事業概要につきましては、歳入歳出で説明したとおりですが、トラクター、豆用コンバイン、四輪駆動フォークリフトなどの農業機械を購入するもので、年度内まで納入される見込みがないことから繰り越すものです。</p> <p>次に 5 ページを御覧ください。</p> <p>第 3 表 債務負担行為補正について、公民館受変電設備改修事業の限度額の変更になります。歳出で説明したとおり、本年度実施分の工事費を 213 万 8 千円減額しましたが、そこから入札執行残分を差し引いた 169 万 8 千円を来年度の工事分に加算するもので、限度額を 1,371 万円に変更するものです。</p> <p>次に 6 ページを御覧ください。</p> <p>地方債補正について、追加分の学校施設エアコン設置事業債、変更分の村有施設解体撤去事業債から 7 ページの公民館屋外受変電設備改修事業債までにつきましては、先ほど村債の増減額の理由を説明させていただきました。今回の補正に伴い、追加分については、限度額を 2,120 万円とし、変更分については、補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 16		これで質疑を終わります。
	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第6号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第14号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第6号 令和5年度真狩村一般会計補正予算(第14号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 16 議案第7号 令和5年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第7号 令和5年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) 令和5年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ202万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,796万8千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和6年3月8日提出

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、8ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、2目、18節 負担金,補助及び交付金、後志広域連合負担金 471万5千円の減額です。広域連合の国民健康保険分賦金の減額によるものでございます。</p> <p>4款、1項、1目、24節 積立金、基金積立金 269万2千円の追加です。前年度繰越金の追加や後志広域連合負担金の減額による余剰分を積立するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 1億3,999万1千円、補正額 202万3千円の減額、補正後の額 1億3,796万8千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>1款、1項、1目、1節 医療給付費分現年課税分 4万9千円の減額です。2節 後期高齢者支援金現年課税分 1万6千円の減額です。3節 介護納付金分現年課税分 4千円の減額です。これらにつきましては、産前産後保険料の軽減に伴い減額となります。</p> <p>3款、1項、1目、1節 一般会計繰入金 18万2千円の減額です。広域連合の共通経費の減額によるものでございます。</p> <p>2節 保険基盤安定繰入金、産前産後保険料繰入金 6万9千円の追加です。産前産後保険料の軽減に伴い増額となります。</p> <p>2項、1目、1節 基金繰入金 386万円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額するものです。</p> <p>4款、1項、7ページの1目、1節 繰越金、前年度繰越金 201万9千円の追加です。今回の補正により留保財源全額を予算措置いたしました。</p> <p>歳入合計、補正前の額 1億3,999万1千円、補正額 202万3千円の減額、補正後の額 1億3,796万8千円となるものでございます。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 17		<p>討論はありませんか。(なし)</p> <p>議長 (佐伯秀範)</p> <p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p> <p>〃</p> <p>これから議案第7号 令和5年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>〃</p> <p>異議なしと認めます。 議案第7号 令和5年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。</p> <p>〃</p> <p>日程 17 議案第8号 令和5年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p> <p>副村長 (長船敏行)</p> <p>議案第8号 令和5年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号) 令和5年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,714万7千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正) 第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。 令和6年3月8日提出 真狩村長 岩原清一</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>それでは、歳出より説明しますので、8ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、17節 備品購入費 34万2千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>歳出合計、補正前の額2,748万9千円、補正額34万2千円の減額、補正後の額2,714万7千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、1節 へき地医療対策事業補助金 17万1千円の減額です。医療機器購入の事業費の確定により減額となります。</p> <p>2款、1項、1目、1節 一般会計繰入金 2万9千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加となります。</p> <p>4款、1項、1目、1節 医療機器整備事業債 20万円の減額です。医療機器購入の事業費の確定により減額となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額2,748万9千円、補正額34万2千円の減額、補正後の額2,714万7千円となるものです。</p> <p>続きまして、4ページをお開きください。</p> <p>地方債補正でございます。医療機器整備事業債につきまして、今説明のとおり減額となりましたので、変更後の金額に限度額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりでございます。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願います。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第8号 令和5年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 18	議 長 (佐伯秀範)	<p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 8 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 1 8</p> <p>議案第 9 号 令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 9 号 令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 309 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,818 万円とする。</p> <p>第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和 6 年 3 月 8 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7 ページをお開きください。</p> <p>2 款、1 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合保険料等負担金 309 万 6 千円の追加です。歳入の徴収保険料の額の確定により負担金を追加ものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 3,508 万 4 千円、補正額 309 万 6 千円の追加、補正後の額 3,818 万円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>1 款、1 項、1 目、1 節 現年度分特別徴収保険料 216 万 1 千円の減額です。2 節 現年度分普通徴収保険料 525 万 7 千円の追加です。本年度</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>の徴収保険料の額の確定によるものでございます。</p> <p>歳入合計、補正前の額 3,508 万 4 千円、補正額 309 万 6 千円の追加、補正後の額 3,818 万円となるものでございます。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 9 号 令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 9 号 令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。</p>
日程 19	〃	<p>日程 19</p> <p>議案第 10 号 令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 10 号 令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。</p> <p>（歳入歳出予算の補正）</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,047万円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和6年3月8日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、8ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、3節 職員手当等、退職手当組合納付金30万円の減額です。一般会計補正予算でも説明したとおり、職員の定年延長制度導入に伴う負担率の変更により減額となります。</p> <p>2目 簡易水道維持費は、財源更正となります。泉地区にある御保内ポンプ場の屋根が雪害により破損したため、その修繕費の財源として建物災害共済保険金を充当しておりましたが、保険金の額の確定によりその他財源を45万3千円減額し、その分一般財源を増額するものでございます。</p> <p>歳出合計、補正前の額1億5,077万円、補正額30万円の減額、補正後の額1億5,047万円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページをお開きください。</p> <p>2款、1項、1目、1節 水道使用料621万4千円の減額です。公営企業会計移行により3月31日をもって出納閉鎖となり、3月分の使用料は年度内に徴収できないため、公営企業会計移行後に特例的収入として徴収することになることから、3月分の使用料の減額分や収入見込みが予算額を下回ったことなどにより減額するものでございます。</p> <p>4款、1項、1目、1節 一般会計繰入金293万1千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。</p> <p>5款、1項、1目、1節 繰越金、前年度繰越金318万円の追加です。今回の補正により留保財源全額を予算措置いたしました。</p> <p>6款、1項、1目、1節 雑入19万7千円の減額です。内訳として、消費税還付金25万6千円の追加です。消費税額の確定により追加するものです。建物災害共済保険金45万3千円の減額です。歳出で説明した保険金の額の確定により減額するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>歳入合計、補正前の額1億5,077万円、補正額30万円の減額、補正後の額1億5,047万円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第10号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第10号 令和5年度真狩村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。</p>
日程 20	〃	<p>日程 20</p> <p>議案第11号 令和5年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第11号 令和5年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>令和5年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,174万1千円とする。</p> <p>第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和6年3月8日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、3目、3節 職員手当等、退職手当組合納付金10万円の減額です。職員の定年延長制度導入に伴う負担率の変更により減額となります。</p> <p>歳出合計、補正前の額1億2,184万1千円、補正額10万円の減額、補正後の額1億2,174万1千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>2款、1項、1目、1節 下水道使用料417万1千円の減額です。簡水でも説明したとおり、公営企業会計移行により3月31日をもって出納閉鎖となり、3月分の使用料は年度内に徴収できないため、3月分の使用料の減額分や収入見込みが予算額を下回ったことなどにより減額するものでございます。</p> <p>3款、1項、1目、1節 一般会計繰入金353万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加となります。</p> <p>5款、1項、1目、1節 雑入、消費税還付金54万1千円の追加です。消費税額の確定により追加するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額1億2,184万1千円、補正額10万円の減額、補正後の額1億2,174万1千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 21 14 : 15 福田議員 退場	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 11 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 11 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 21 議案第 12 号 真狩村保健福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。 地方自治法第 117 条の規定により、福田恵子君の退場を求めます。
	〃	提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第 12 号 真狩村保健福祉センターの指定管理者の指定について 下記のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 令和 6 年 3 月 8 日提出 真狩村長 岩原清一 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設 名称 真狩村保健福祉センター 場所 真狩村字真狩 17 番地 指定管理者となる者の名称 虻田郡真狩村字真狩 17 番地 社会福祉法人 真狩村社会福祉協議会 会長 福田恵子

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>真狩村保健福祉センターにつきましては、村民の健康保持と健康意識の啓発並びに福祉の向上を図ることを目的とした施設であります。平成18年度より、社会福祉法人真狩村社会福祉協議会が指定管理者として、施設の管理運営を行ってきているところであります。指定期間が本年度終了することから、2月16日に指定管理者選定委員会を開催し、公募によらない指定管理者の選定とし、審議を行いました。</p> <p>当施設開設当初から管理を受託しておりまして、施設設備の維持管理の実績そして蓄積されたノウハウがあり、施設の効率的運営により、利用者サービスの更なる向上が期待されることから、引き続き施設の管理を行わせることが適当であるという審査結果を得て、指定管理者の候補者として選定させていただきました。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第12号 真狩村保健福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		議案第 12 号 真狩村保健福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
14:18	議 長 福田議員 入場	休憩します。
14:19	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程 22	〃	日程 22 議案第 13 号 真狩村交流プラザの指定管理者の指定についてを議題とします。
陰能議員 退場	〃	地方自治法第 117 条の規定によって、陰能裕一君の退場を求めます。
	〃	提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船 敏 行)	議案第 13 号 真狩村交流プラザの指定管理者の指定について 下記のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 令和 6 年 3 月 8 日提出 真狩村長 岩原清一 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設 名称 真狩村交流プラザ 場所 真狩村字真狩 35 番地 指定管理者となる者の名称 虻田郡真狩村字真狩 35 番地 真狩村商工会 会長 宮崎勝巳 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで 真狩村交流プラザにつきましては、本村商工業経済の交流と情報交換を行い、総合的振興発展と地域コミュニティ空間の創造による住民生活の向上を図ることを目的とした施設であります。平成 5 年度より、真狩村商工会が指定管理者として、施設の管理運営を行ってきたところであります。指定期間が本年度終了することから、2 月 16 日に指定管理者

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>選定委員会を開催し、公募によらない指定管理者の選定として、審議を行いました。</p> <p>当施設開設当初から管理を受託しておりまして、施設設備の維持管理の実績、そして蓄積されたノウハウがあり、施設の効率的運営により、今後も安定的な管理運営が期待されることから、引き続き施設の管理を行わせることが適当であるという審査結果を得て、指定管理者の候補として選定させていただきました。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第13号 真狩村交流プラザの指定管理者の指定についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第13号 真狩村交流プラザの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。</p>
14:23 陰能議員 入場	〃	<p>休憩します。</p>
14:24	〃	<p>休憩を解き、会議を再開します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 23	議 長 (佐伯秀範)	<p>日程 23</p> <p>議案第 14 号 村道路線の認定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 14 号 村道路線の認定について 道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり村道路線を認定したいので、議会の議決を求める。 令和 6 年 3 月 8 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>整理番号 202 路線名 社 1 条通支線 起点 字社 23 番地 66 終点 字社 23 番地 58</p> <p>村道路線の認定の理由につきましては、民間活力を利用した社の森ふれあいタウンの分譲地内に整備された道路については、分譲地の無償譲渡の議決をいただいた時に説明をさせていただいたとおり、村道に認定して村が管理を行っていくもので、今回村道認定について提案させていただくものでございます。</p> <p>次のページに位置図を添付しておりますけれども、最後のページを御覧ください。村道北 8 線社新道線の右側の接点を起点とし、南方向を通り、途中から西方向、村道社 1 条通を交差して、北西そして北方向を通り北 8 線社新道線の左側の接点が終点となるルートで、延長 198.6m の路線となります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
〃	<p>これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)</p>	

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 24	議 長 (佐伯秀範)	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 14 号 村道路線の認定についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 議案第 14 号 村道路線の認定については、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 24 議案第 15 号 村道路線の廃止についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 15 号 村道路線の廃止について 道路法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり村道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めます。 令和 6 年 3 月 8 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>整理番号 233 路線名 加野 7 号支線 起点 字加野 407 番地 1 終点 字社加野 404 番地</p> <p>廃止の理由につきましては、令和 6 年度の道営水利施設等保全高度化事業の区画整理工事において、村道加野 7 号支線の一部区間で農地と段差が生じ出入りに支障を来すことから、一体的に整備する必要がありますが、村道のままでは本事業では整備ができないため、一旦村道を廃止します。そして、事業完了後の令和 10 年度以降に一部区間について、再び村道に認定することを予定しております。</p> <p>次のページに位置図を添付しておりますけれども、最後のページを御覧ください。村道加野 7 号線との接点を起点として、北西方向を通り途中から南方向を通るルートで、延長 608.5m の路線となっております。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 15 号 村道路線の廃止についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 15 号 村道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。
14 : 29	〃	ここで休憩といたします。 2 時 45 分まで休憩といたします。
14 : 43	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程 25	〃	日程 25 議案第 16 号 真狩村草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例の制定について 議案第 17 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 議案第 18 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について 議案第 19 号 真狩フラワーセンター設置及び管理に関する条例の一

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船 敏 行)	<p>部改正について</p> <p>議案第 20 号 令和 6 年度 真狩村一般会計予算</p> <p>議案第 21 号 令和 6 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計予算</p> <p>議案第 22 号 令和 6 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計 予算</p> <p>議案第 23 号 令和 6 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>議案第 24 号 令和 6 年度 真狩村簡易水道事業会計予算</p> <p>議案第 25 号 令和 6 年度 真狩村公共下水道事業会計予算</p> <p>を一括議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>議案第 16 号から議案第 25 号までの条例の制定及び改正並びに令和 6 年度各会計予算について、大要を御説明申し上げます。</p> <p>提出案件に関する説明資料で説明しますので、1 ページをお開きくだ さい。</p> <p>議案第 16 号 真狩村草地畜産基盤整備事業分担金徴収に関する条例 の制定につきましては、公益財団法人北海道農業公社が村内で実施する 草地畜産基盤整備事業に要する費用を受益者から徴収する事務を村が担 うため、分担金の徴収に関する事項を定める必要あることから、条例を 制定するものです。</p> <p>議案第 17 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部改正につきましては、令和 5 年人事院勧告に準じて、職員の期末手 当の支給月数を改定したことを踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の 支給月数を改定するものです。</p> <p>議案第 18 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正につきましては、 北海道が示した標準保険税率を踏まえた国民健康保険税率の見直しなど 所要の改正をするものです。</p> <p>議案第 19 号 真狩フラワーセンター設置及び管理に関する条例の一 部改正につきましては、フラワーセンター多目的施設の宿泊研修室につ いて、部屋の面積や共有スペースの清掃や出入口の除雪等の施設管理の 状況を考慮し、利用者負担の適正化を図るため、使用の区分及び使用料 の所要の改正をするものです。</p> <p>続きまして、各会計予算について説明いたします。</p> <p>議案第 20 号 令和 6 年度真狩村一般会計予算につきましては、歳入歳 出予算の規模は 26 億 7,542 万 6 千円で、前年度より 2,832 万 9 千円の減</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>額になりました。</p> <p>減額した理由は、スクールバス購入事業、担い手確保・経営強化支援事業補助金、真狩高校や保育所のエアコン設置工事などの重点事業による増額分はあるものの、前年度の重点事業であったフラワーセンター・キッズパーク整備工事、村道北8線社新道線道路改良舗装工事などの完了や俱知安厚生病院第2期整備費用負担金などの減額分により、総じて前年度対比1%の減少となりました。</p> <p>重点事業としては、新規事業で児童・生徒等の通学手段の確保を図るためのスクールバス購入事業3,000万円、猛暑に対する生徒の安全を確保するための真狩高校エアコン設置工事1,262万6千円、子育て関連施設的环境改善を図るための保育所エアコン設置工事925万1千円、保育所LED照明整備工事833万4千円、保育所用備品・室内遊具等376万2千円、地域の脱炭素化の推進のための太陽光パネル導入基本計画策定業務委託620万円、住宅用太陽光発電システム設置補助金100万円となっております。また、継続事業で農業生産の安定を図るため、圃場整備である道営水利施設等保全高度化事業負担金7,480万円、農業経営の継続支援のための担い手確保・経営強化支援事業補助金1,500万円、地域の脱炭素化の推進のための村有林植栽工事519万9千円となっております。</p> <p>2ページの議案第21号 令和6年度真狩村国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は1億2,212万1千円で、前年より1,025万8千円の減額になりました。</p> <p>減額した理由は、後志広域連合負担金が所得の減による保険税の減少と、共通経費の減により減額になるなど、前年度対比7.7%の減少となりました。</p> <p>重点事業としては、継続事業で後志広域連合負担金1億1,874万円、特定健診委託163万2千円です。</p> <p>議案第22号 令和6年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は2,216万2千円で、前年度より532万7千円の減額となりました。</p> <p>減額した理由は、医療機器の購入費の減額などにより、前年度対比19.4%の減少となりました。</p> <p>重点事業としては、継続事業で医療機器費、血圧脈波検査装置・画像ファイリングシステムの購入費790万1千円です。</p> <p>議案第23号 令和6年度真狩村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は4,158万円で、前年より544万8千円の増額となりました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>増額した理由は、保険料収入が、均等割額、所得割率及び賦課限度額の引上げにより増額になるなど、前年度対比 15.1%の増加となりました。</p> <p>重点事業としては、継続事業で北海道後期高齢者医療広域連合負担金 4,067 万 9 千円、健診委託 51 万円となっております。</p> <p>3 ページの議案第 24 号 令和 6 年度真狩村簡易水道事業会計予算につきましては、新年度において特別会計から公営企業会計に移行となります。使用料や施設の維持管理費などに係る収益的収支については、収入が 1 億 1,717 万円、支出が 1 億 1,697 万 4 千円となります。施設の整備や改修などに係る資本的収支については、収入が 5,770 万 6 千円、支出が 9,491 万 4 千円となります。公営企業会計移行により前年度の特別会計予算との対比ができないため、参考として本年度予算の支出合計から減価償却費を差し引いた現金支出額 1 億 3,511 万 7 千円との比較では、前年度予算額より 1,391 万 4 千円の減額となりました。</p> <p>減額した理由は、公営企業会計移行による引当金等の増額分はあるものの、量水器取替工事の減額分などにより、総じて前年度対比 9.3%の減少となりました。</p> <p>重点事業としては、新規事業で公営企業会計移行に伴う運用支援のための北海道自治体情報システム協議会負担金 138 万 6 千円、配水池清掃業務委託 202 万 4 千円です。また、継続事業で計量法に基づく各家庭の量水器の取替工事 269 万 9 千円となっております。</p> <p>議案第 25 号 令和 6 年度真狩村公共下水道事業会計予算につきましては、こちらも公営企業会計に移行となります。収益的収支については、収入が 1 億 3,213 万 6 千円、支出が 1 億 3,205 万 3 千円となります。資本的収支については、収入が 4,266 万 4 千円、支出が 5,762 万 9 千円となります。参考として本年度予算の支出合計から減価償却費を差し引いた現金支出額 1 億 3,520 万 1 千円との比較では、前年度予算額より 1,707 万 5 千円の増額となりました。</p> <p>増額した理由は、公営企業会計移行による引当金や、令和 7 年度以降実施予定の浄化センター等の機器更新に係る設計・工事に向けたストックマネジメント計画策定業務の増額などにより、前年度対比 14.5%の増加となりました。</p> <p>重点事業としては、新規事業でストックマネジメント計画策定業務委託 1,460 万円、公営企業会計移行に伴う運用支援のための北海道自治体情報システム協議会負担金 92 万 4 千円です。</p> <p>4 ページの一般会計・各特別会計予算と公営企業会計予算の支出の総</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>額は、32億6,285万9千円となり、前年度より9,594万7千円増額の3%の増加となりました。</p> <p>一般会計から特別会計への繰出金状況につきましては、合計で5,190万2千円となり、公営企業会計移行により繰出金から補助金に名目が変わったため、前年度より1億8,534万4千円の減額となりました。</p> <p>一般会計から公営企業会計への補助金状況につきましては、合計で1億9,016万1千円となりました。</p> <p>繰出金及び補助金合計額が2億4,206万3千円となり、前年度より481万7千円の増額となりました。</p> <p>以上、条例の制定及び改正並びに各会計予算案件の計10件につきまして、提案理由の概要を説明いたしました。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>提案理由の説明が終わりましたので、お諮りします。</p> <p>議案第16号から議案第25号までについては、7人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第16号から議案第25号までについては、7人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。</p>
	〃	<p>次に、ただいま設置されました予算特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、予算特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。</p>
	〃	<p>お諮りします。</p> <p>ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範)	<p>員会条例第7条第4項の規定によって、議長を除く全議員を指名したいと思いを。</p> <p>御異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く全議員を選任することに決定しました。</p>
	〃	<p>予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員長は議長から、副委員長は予算特別委員長から指名したいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認め、委員長を私から指名します。 委員長には、安藤義明君を指名します。 お諮りします。 ただいま指名しました安藤義明君を委員長に選任することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認め、安藤義明君を予算特別委員会委員長に選任することに決定しました。 なお、委員長の方から挨拶を兼ねて副委員長の御指名をお願いいたします。 安藤義明君</p>
	3 番 (安藤義明)	<p>ただいま予算特別委員会が設置され、委員長の御指名をいただきました。責任の重さに身の引き締まる思いでございますが、付託された案件が慎重に審議されるとともに、円滑な議事運営、進行に努めたいと思いますので、委員の皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 なお、副委員長には、福田恵子議員を指名したいと思っておりますので、御快諾くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。 それで、挨拶に代えさせていただきます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
15:00 散会	議 長 (佐伯秀範)	お諮りします。 ただいま委員長より指名されました福田恵子君を副委員長に選任することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、福田恵子君を予算特別委員会副委員長に選任することに決定いたしました。
	〃	以上で、本日の日程は全部終了しました。 会議規則第10条第1項の規定によって、9日及び10日は休会といたします。 11日は、午後1時30分までに議場に参集願います。 本日は、これで散会いたします。